検事	
一号	一、二六一、〇〇〇円
二号	一、一一〇、〇〇〇円
三号	一、〇三六、〇〇〇円
四号	八七八、〇〇〇円
五号	七五九、〇〇〇円
六号	六八七、〇〇〇円
七号	六二七、〇〇〇円
八号	五六九、〇〇〇円
九号	四七五、四〇〇円
十号	四四〇、五〇〇円
十一号	四一九、二〇〇円
十二号	三九四、七〇〇円
十三号	三六五、七〇〇円
十四号	三五〇、五〇〇円
十五号	三三三、三〇〇円
十六号	三二四、〇〇〇円
十七号	三〇五、二〇〇円
十八号	二九六、四〇〇円
十九号	二九〇、〇〇〇円
二十号	二八六、二〇〇円
一号	六二七、〇〇〇円
二号	五六九、〇〇〇円
三号	四九三、五〇〇円
四号	四七五、四〇〇円
五号	四四〇、五〇〇円
六号	四一九、二〇〇円
七号	三九四、七〇〇円
八号	三六五、七〇〇円

副検事	
九号	三五〇、五〇〇円
十号	三三三、三〇〇円
十一号	三二四、〇〇〇円
十二号	三〇五、二〇〇円
十三号	二九六、四〇〇円
十四号	二九〇、〇〇〇円
十五号	二八六、二〇〇円
十六号	二七五、九〇〇円
十七号	二六七、三〇〇円

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条第二項の改正規定は、令和九年四月一日から施行する。

2　この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）附則第三条及び別表の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3　新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

法務大臣　山下　貴司
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令をここに公布する。

御名御璽

令和八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令第三百五十一号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令

内閣は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和八年法律第八十三号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。